

社会福祉法人浅川町社会福祉協議会役員等の報酬、
費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人浅川町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員及び評議員等の報酬、費用弁償の支給について必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) 苦情第三者委員
- (4) その他会長が必要と認めた者

(報 酬)

第3条 役員等は無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員等がその職務を遂行するため会議等に出席した場合は、費用を弁償し、日額を3,000円とする。

2 前項の規定に関わらず、行政庁職員である役員等には、費用を弁償しないものとする。

(旅 費)

第5条 役員等が本会区域外の会議等、その他公用のため旅行したときは、「社会福祉法人浅川町社会福祉協議会旅費規程」を準用し、その費用を弁償する。ただし、本会以外から費用弁償を受ける場合には、弁償しないか又は必要な調整を行う。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の同意を得、評議員会の決議を得て行う。

(補 則)

第7条 この規程に定めがないもので必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から適用する。

この規則は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年12月14日から施行する。